

会社・法人の登記相談について
事前予約 をご利用ください。

<窓口相談予約制のお知らせ>

平成27年12月1日から
会社・法人登記に関する
窓口相談は、**事前予約制**
により行います。

◇ 予 約 の 方 法 ◇

本局法人登記部門の窓口又は電話により
受付いたします。

【予約申込み連絡先】

千葉地方法務局法人登記部門

TEL 043-302-1315

< 登記相談時間 >

◎月曜日から金曜日まで（祝日・年末年始は除く。）

◎午前9時から午後5時まで

（最終予約受付時間は、午後4時30分までとなります。）

現在、千葉県内の会社・法人に関する登記申請は、
すべて千葉地方法務局法人登記部門で取り扱っています。

企業の皆様へのお知らせです

国家公務員倫理審査会

- ✓ 企業の皆様と国家公務員が接触・交流する際、国家公務員には **一定のルール** があります。
- ✓ 皆様との会合、皆様からの贈与などについては、国家公務員にとって**禁止行為に当たる場合もあります**ので、特にご留意ください。

- 国家公務員は、「**利害関係者**」（契約の相手方、許認可の申請者、立入検査を受ける事業者など）**との間**で、例えば**以下の行為が禁止**されています。
 1. 金銭、物品、不動産の贈与を受けること
 2. 無償の役務の提供を受けること（例：社用車による送迎）
 3. 供応接待を受けること（「割り勘」による飲食は可能）
- 国家公務員は、「**利害関係者**」**以外**の事業者等との間でも、同じ相手からの繰り返しのものや著しく高額なものなど、**社会通念上相当と認められる程度を超えて、供応接待や財産上の利益の供与を受けることが禁止**されています。

公務員倫理ホットライン

国家公務員の倫理に反すると疑われる行為に気付かれた方は…

【電 話】 03-3581-5344

（土・日・祝日及び12/29～1/3を除く、9：30～18：15）

【WEB】

検索



通報者の氏名等は窓口限りにとどめられるなど、
通報により不利益な取扱いを受けないよう万全を期しています

国家公務員倫理審査会 <http://www.jinji.go.jp/rinri/>

事業主・事業主団体の方へ

人材育成に取り組む事業主を支援します！ 「人材育成支援策」のご案内

平成27年10月1日から新しい制度が始まりました！

厚生労働省では、人材育成に取り組む事業主・事業主団体の皆さまを支援するために、さまざまな支援策を用意しています。従業員のキャリアアップを図る際には、ぜひご活用ください。

<さまざまな人材育成支援策>

